



号外

昭和34年4月1日  
第3種郵便物認可

定価1部2円  
発行所  
盛岡市内丸10番1号  
岩手県庁内  
岩手県職員労働組合

No.2427  
2017年  
10月3日

県人勧は10月13日。勧告後は確定闘争スタート！  
給与改定・退職手当引下げ阻止に向け結集を！

## 2017県人勧闘争⑧ 10.2地公共闘・人事委員長交渉

# 国人勧より水準低いも… 4年連続賃上げ勧告実現か！？

月例給・一時金 プラス較差わずかにあり・引上げに向け検討中  
諸手当改善 通勤手当：改定困難も要求事項検討余地あり！？  
住居手当：国人勧の動向で引上げを検討  
勧告は10月13日 =厳しい交渉も交渉支援背景に前進回答引出す=

10月2日、岩手県地方公務共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、約130人からなる県庁座り込み交渉支援行動を配置のうえ、最終局面となる熊谷人事委員長と交渉を行った。冒頭、1次集約以降に集約された人事委員長あて大型ハガキ（1次集約と合わせて1,133枚・8,168筆）



最終局面での改善勧告を求める地公共闘交渉団

を手交し、前進回答を求めた。

【交渉結果】勧告日は10月13日を予定していること、月例給・一時金については、「国よりも較差は小さくなる見込みであるものの、月例給は給料表の改定、一時金は引上げが見込まれる」とした。

通勤手当は「昨年大幅に手当見直しした経緯もあり、連続しての手当改定は難しい」としつつ、「要求事項のうち他県の動向を踏まえ実現の余地がある項目もあり検討中」とした。住居手当は「沿岸部の家賃高騰の実態は認識するも、国の制度との均衡を検討する必要がある」とし、「国の引上げがある場合には検討の余地がある」との姿勢であったため、遠距離通勤や家賃負担の実態を訴え、再検討を求めた。



回答する熊谷人事委員長（左）

休暇制度の拡充は「不妊治療の支援を国・他県の動向を踏まえ検討」、長時間労働是正策は「一層の対策を任命権者に求める必要がある」としつつ、具体は検討中との回答にとどまった。

一部項目に関し、前進回答や具体的な検討状況を引き出したものの、依然として具体内容が示されなかった項目もあることから、生活・職場実態を強く訴え、改善勧告実現に向けた検討を要請し、人事委員会との交渉を終了した。主な交渉結果は裏面のとおりに。

一部項目に関し、前進回答や具体的な検討状況を引き出したものの、依然として具体的な内容が示されなかった項目もあることから、生活・職場実態を強く訴え、改善勧告実現に向けた検討を要請し、人事委員会との交渉を終了した。主な交渉結果は裏面のとおりに。

## 1 月例給・一時金の改定

(地公共闘) 勧告日と給与改定の動向は。

(委員長) 勧告日は10月13日予定。民調は月例給平均361,000円余であり、職員も同水準だが、わずかに民間が公務員を上回る。一時金も民間が公務を若干上回る。国公の較差より小さくなるものと見込まれるが、月例給は給与改定、一時金は引上げの方向で具体的に検討を進めている。



交渉支援団に結果報告する地公共闘交渉団

(地公共闘) 月例給・一時金いずれも改定の方向だが、較差はすべて引上げに充当を(委員長:了)。

## 2 諸手当の改善について

(地公共闘) 通勤手当に関し、昨年の交通機関利用との均衡が必要とのことであれば高速道路利用等の手当改定に踏み切るべき。また65kmを超える距離区分の新設の検討状況は。住居手当の改善は。

(委員長) 通勤手当は、意見を踏まえて検討しているが、昨年に交通機関の大幅な見直しをしており、連続して改正することは難しい。もともと、要求事項(距離区分の新設等)のうち他県の動向を踏まえて実現の余地がある項目もあり、最終的に委員会で検討することにしている。

住居手当は、沿岸部の家賃高騰の問題が切実であることは認識する。もともと、民間の負担状況、国の制度との均衡を検討する必要。人事院報告では国家公務員公舎の見直しの観点から必要な検討をするとしている。当県は国と事情は異なるが、国の引上げがある場合には引上げの検討の余地がある。

(地公共闘) 通勤手当や住居手当の改善は喫緊の課題。自己負担が解消されなければモチベーションの低下につながる。積極的な対応を強く求める。



改善勧告に向けシュプレヒコール

## 3 専門職種の処遇改善

(地公共闘) 専門職種の処遇改善の検討状況は。

(委員長) 獣医師は任命権者の修学資金貸付の拡充効果を見つつ、他県動向を踏まえ検討中。薬剤師等も任命権者の確保策を踏まえ検討。

(地公共闘) 処遇面での改善がなければ人材確保は困難。改めて改善を求める。

## 4 休暇制度の拡充

(地公共闘) 子育て・介護との両立支援策、不妊治療への支援策に向けた検討状況は。

(委員長) 両立支援は重要な課題と認識。不妊治療への支援は人事院報告(仕事と不妊治療の両立支援の民間動向実態を注視する)を踏まえつつ、国・他県の動向を注視し、適正に検討する。

(地公共闘) 必要性があるとすれば制度面での対応が不可欠。積極的な検討を求める。

## 5 長時間労働是正策

(地公共闘) 長時間労働是正の実効力ある対策の検討状況は。

(委員長) 働き方改革の議論を踏まえ委員会でも任命権者に更に促す必要がある。人事院の報告を踏まえ、今年度の報告に具体的な対策を求める趣旨の報告を検討しており、委員会で最終的に判断する。

(地公共闘) 勤務時間の適正管理、業務量縮減、職場の要員確保など実効力ある対策を盛り込むべき。